

第1章 総則

第1条（名称）

この会は、宮崎県弓道連盟と称する。

第2条（事務所）

この会の事務所は、事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この会は、弓道を普及振興して、県民の体位向上とスポーツ精神の涵養に資し、もって社会文化の進展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 弓道競技力の向上
- (2) 弓道指導者の育成事業
- (3) 四段以下の段級の審査
- (4) 弓道の普及振興に関する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条（会員）

この会は、第2章の目的及び事業に賛同する者で、市郡町村の弓道愛好者で組織される団体（以下「支部」という。）に所属する者（以下「一般会員」という。）及び中体連・高体連に登録された者（以下「学生会員」という。）を会員とする。ただし、個人でも会員（以下「個人会員」という。）となることができる。

第6条（支部等の代表者）

支部の代表者（以下「支部長」という。）及び中体連・高体連の代表者は、毎年4月1日現在の会員名簿を4月末日までに提出しなければならない。なお、個人会員は各自届け出なければならない。

- 2 支部長及び中体連・高体連の代表者は、第1項の名簿提出後、会員の増減があった場合は、その都度理由を付して変更後の名簿を提出しなければならない。

第7条（支部の登録）

支部の登録会員数は20名以上でなければならない。ただし、20名未満であっても、評議員会の承認を得た上で支部として認めることができるものとする。

第8条（会員の資格喪失）

会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) この会の解散
- (3) 支部等の解散
- (4) 除名

第9条（脱退）

会員で、脱退しようとするものは、理由を付して脱退届を提出しなければならない。

第10条 (除名)

会員が、次の各号の一つに該当するときは、理事及び評議員の現在の各々4分の3以上の議決により、会長はこれを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 故意又は重大な過失により会に損害を与えたとき
- (3) この会の会員として義務に違反したとき
- (4) この会の名誉を傷つけ、又は、この会の目的に反する行為があつたとき

2 会員を除名しようとするときは、除名議決を行う理事会及び評議員会での議決の前に、予め所属支部経由で該当者に通知し、弁明の機会を与えなければならない。

なお、予めの通知後、1か月以内に書面で弁明がないときは、議決のみにて除名することができる。

第4章 会計

第11条 (会計)

この会の運営は、会費、事業収入、補助金、寄附金及びその他の収入をもって行う。

2 会費は次の各号によるものとし、各団体の代表者は当該年度の5月中に一括して納入することを原則とする。ただし、新規会員の入会等があつた場合には、その都度納入することができる。

- (1) 一般会員は年額3,000円、ただし、一般会員のうち大学生等は年額1,000円、小中高の学生は年額500円とし、所属支部を経て納入しなければならない。
- (2) 学生会員は次によるものとする。

高等学校は学校単位で男女それぞれ年額10,000円、中学校は一人年額500円を登録会員数に乗じた額を高体連及び中体連を経て納入しなければならない。

- (3) 個人会員は年額3,000円を直接納入しなければならない。

3 既納の会費は、いかなる理由があつても返還しない。

4 会費未納の場合は休会扱いとする。

5 名誉会員及び顧問の会費は、第2項の規定にかかわらず免除することができる。

第12条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 この会の決算は、毎年会計年度終了後、会長が決算書を作成し事業報告書等と共に監事の監査を受けたのち、理事会の承認を受け評議員会の承認を受けなければならない。

第5章 役員、名誉会員及び顧問等

第13条 (役員)

この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上16名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち会長1名とし、会の代表理事とする。なお、会長以外の理事のうち、3名以内の副会長を置くことができる。

3 会長、副会長以外の理事のうち、事務局長、財務、庶務、渉外、指導、審査、競技、女子部、教諭士会、育成、高体連、中体連の各担当1名を置くことができる。

4 この会の運営のため、必要に応じて事務局長の下に、会長の委嘱により事務局員を置くことができる。

第14条 (役員を選出方法)

会長、副会長及び監事は、県内の支部長等で構成される評議員会の議決により選出する。選出方法は別途定める。

2 理事は会長が委嘱し、評議員会に報告する。

第15条（役員の職務）

会長は、この会を代表して会務を統括する。

2 任期途中で会長が欠けた場合は、副会長の代表者が代理を務める。期間は残任期間とする。この場合、代理は理事会で決定し、評議員会に報告するものとする。

3 副会長は、原則として県北・県央・県南より各1名とする。任期途中で欠員が生じた場合は、補充は行わないものとする。ただし、会の運営に支障が生じる場合は、第14条第1項に基づき補充できるものとする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

5 理事は、理事会を組織し会の円滑な運営にあたる。

6 監事は、この会の財務事務を監査する。

第16条（役員の任期）

この会の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第17条（役員の解任）

役員が、次に示すいずれかに該当するとき、理事及び評議員の現在数の各々4分の3以上の議決により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反及び役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

2 役員を解任しようとするときは、解任議決を行う理事会及び評議員会での議決の前に予め当該役員に通知し、弁明の機会を与えなければならない。

なお、予め通知後、1か月以内に書面で弁明がないときは、議決のみにて解任することができる。

第18条（評議員）

この会に評議員を置き、評議員は支部長等とする。

第19条（名誉会長及び顧問）

会長は、理事会の議決を経て名誉会長及び顧問を委嘱することができる。

2 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を述べることができる。

3 名誉会長及び顧問の任期は定めないものとする。ただし、第17条第1項（条文の役員を名誉会長及び顧問に読み替える）に該当するときは、理事会の議決を経て解任することができる。

第20条（役員の報酬）

理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項にかかわらず、職務を行うために要する役員行動費については、別に定めるところにより支払うことができる。

第6章 会議

第21条（会議と招集）

会議は、理事会と評議員会とし、会長が招集する。

第22条（理事会）

理事会は、毎年3回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上

から会議の目的事項を示して要求があったときは、臨時に理事会を開かなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長があたる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事の互選により決定する。
- 3 理事会は、理事の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。ただし、予め他の理事に委任した場合は、これを出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数であるときは、議長の決するところに従う。
- 5 理事会は、第25条第1項に定める以外の事項を議決し執行する。
- 6 理事会の運営を円滑に行うために、オブザーバーを出席させることができる。ただし、議決権は有しない。
- 7 理事会の議事録は、事務局長が作成し、会長が署名押印し、事務局長が保存する。

第23条 (評議員会)

この会に評議員会を置き、毎年3月と9月に開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開くことができる。

- 2 評議員会は、評議員で構成される。
- 3 評議員会は、評議員の3分の2以上の出席により成立する。なお、評議員が出席できないときは、委任状を持参した者を代理出席と認め議決権を与える。委任状は事務局長に提出するものとする。
- 4 評議員会の議長は評議員の中から選出する。
- 5 議長は、議事録署名者及び書記をそれぞれ2名指名する。
書記の作成した議事録に、議長及び議事録署名者は記名押印し、会長はこれを保存する。
- 6 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 規約、規定の制定及び改廃
 - (4) 会長、副会長及び監事の選任
 - (5) その他重要な事項
- 7 前項の議決は、評議員の半数以上の出席を要し、出席した評議員の過半数を持って決し、可否同数であるときは議長の決するところに従う。
- 8 緊急を要する場合は、文書をもって評議員会の議決を求めることができる。

第7章 表彰

第24条 (表彰)

会員が、全日本弓道大会、全日本弓道選手権大会、都道府県対抗弓道大会、全日本勤労者弓道選手権大会等及び国民体育大会において、優秀な成績を収めた場合は、表彰及び下記の記念品を贈り功績を称える。

	優勝	準優勝	3位	4位	5位	6位	7位	8位	最高得点
全日本	20,000円	20,000円	15,000円	10,000円	10,000円				20,000円
国体	80,000円	60,000円	40,000円	30,000円	20,000円	20,000円	10,000円	10,000円	(団体)

第25条 (退任慰労)

10年以上にわたり支部長を務めた者が退任した場合、感謝状及び2万円相当の記念品を贈り慰労する。

第8章 慶弔

第26条（慶弔）

この会の役員等に慶弔が生じた場合には、次により表意する。

（1）対象者

役員、評議員、名誉会長及び顧問とする。なお、他の団体の代表者等及び一般の会員にも表意することができる。

（2）慶祝

会員が叙勲等を受けたときは、1万円相当の記念品を贈呈する。なお、祝電を送ることもできる。

（3）見舞

上記（1）項に該当する者が、傷病により1か月以上入院又は天災地変等により被災したときは、見舞金1万円を贈呈することができる。ただし、同一傷病につき1回限りとする。

（4）弔慰

上記（1）項に該当する者が、死亡したときは、香典1万円を贈呈する。なお、供花、弔電及び弔辞を贈呈することもできる。

第9章 その他

第27条（事故補償）

この会が派遣又は主催する会議及び競技会等に参加した者の傷病及び事故等の補償については、会では一切行わないものとする。

第28条（倫理規程等）

会員は公益財団法人全日本弓道連盟の倫理規程、倫理に関するガイドライン、懲戒規程及びアンチ・ドーピング規程、矢羽の使用に関する準則を遵守するものとする。

第29条（委任）

本規約の運用において、必要と認めるときは、細則を別に定める。

附則

昭和44年3月16日施行の規約は廃止し、本規約を平成25年4月1日から施行する。

附則

平成27年3月8日第14条1項、2項、15条2項、18条の語句改正（支部長→支部長等、評議員→評議員会）、23条2項の「役員」、「名誉会長及び顧問」を削除。

平成27年4月1日から施行する。

附則

平成27年8月30日第11条（1）に大学生の年会費を追加し、平成27年4月1日に遡って施行する。

附則

平成29年3月12日第24条に都道府県対抗弓道大会、全日本勤労者弓道選手権大会を追加表彰内容に国体7位、8位の各10,000円を追加

平成29年4月1日から施行する。

附則

平成31年3月21日第11条に名誉会員及び顧問の会費の項を追加及び第11条第2項（1）の小中高の年額を500円に改正並びに（2）の中学生の年額を500円に改正

平成31年4月1日から施行する。

附則

令和6年3月10日第28条を追加し、令和6年3月10日施行する。